

令和8年度 事業概要



平城宮跡歴史公園第一次大極殿院東楼
(令和7年度完成)

I 令和8年度 事業概要

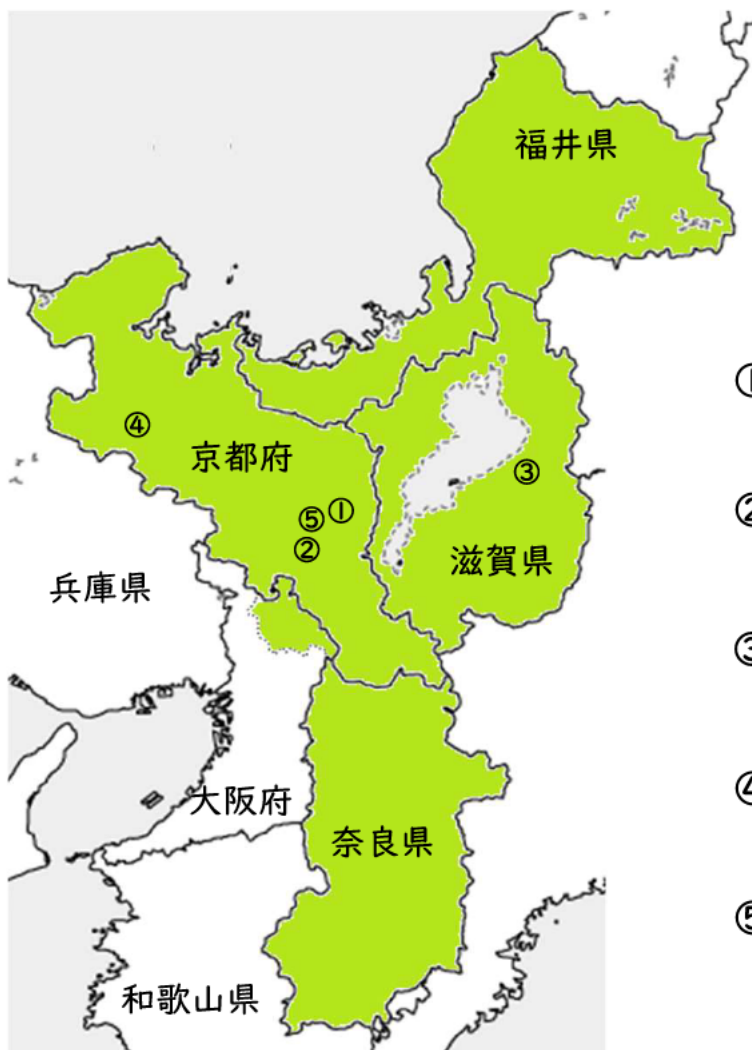
1. 事業費

(令和8年4月8日現在)

区分	(単位:百万円)	
	令和8年度 予算額	(前年度)令和7年度 予算額
所管予算	2,213	1,616
支出委任等	1,851	1,065
合計	4,064	2,682

(注)・年度当初の配分額。補正予算等は含まない。
・予算額は四捨五入しているため、各欄積算と合計が合致しない場合がある。

2. 主な事業箇所



- ①国立京都国際会館 展示施設 [R6-9]
Ⅱ期整備 (SRC-2/4,900㎡)
- ②京都中京労働庁舎(仮称) [R7-9]
新築 (RC-7/4,725㎡)
- ③彦根地方合同庁舎 [R7-8]
外壁、防水、建具改修 (SRC-3/2,474㎡)
- ④福知山地方合同庁舎 [R8]
外壁、防水、建具改修 (RC-4/1,509㎡)
- ⑤京都法務総合庁舎 [R8]
便所改修 (RC-5-1/5,880㎡)

3. 主要事業の概要

■ 新築・増築工事

国立京都国際会館 展示施設 II期整備 (SRC-2/4,900㎡)

<事業敷地>

京都府京都市左京区岩倉大鷲町422番

<事業内容>

築後50年を経過した会議場の大規模改修時における代替施設の役割を担う展示施設について近年の国際会議の大型化、多機能化に対応するため、展示スペース等の拡充を行います。



完成予想図

京都中京労働庁舎 (仮称) 新築 (RC-7/4,725㎡)

<事業敷地>

京都府京都市中京区御池通西洞院西入石橋町438-5

<事業内容>

市内に点在する既存庁舎の機能を集約するとともに、建物狭隘、位置・環境不適合の解消を図り、迅速かつ効率のよい行政サービスの提供を実現させるための新庁舎を整備します。



完成予想図

■ 改修工事

彦根地方合同庁舎 外壁、防水、建具改修

<事業敷地>

滋賀県彦根市西今町58-3



京都法務総合庁舎 便所改修

<事業敷地>

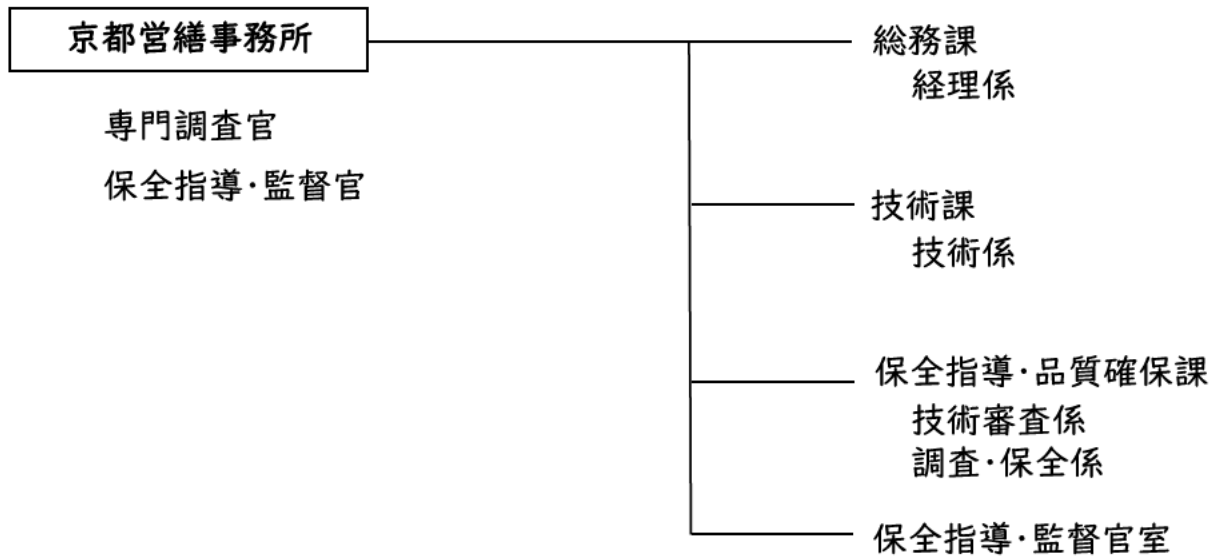
京都府京都市上京区
新町通下長者町下る両御霊町82



II 京都営繕事務所の組織

1. 組織図

(令和8年4月1日現在)



2. 各課・室の主な業務(概要)

【業務概要】	総務課	技術課	保全指導・品質確保課	保全指導・監督官室
総務 入札・契約等に関する業務	◎			
営繕工事の監督業務		◎	◎	◎
営繕工事の企画立案 営繕工事の調査等の業務		◎	○	○
官庁施設の調査に関する業務		○	◎	○
保全指導に関する業務			◎	○
入札・契約の技術的審査			◎	
営繕工事の施工に関する業務		○		◎

3. 沿革

昭和23年 1月 建設院 近畿地方建設局 設置

昭和23年 7月 建設省 発足、近畿地方建設局 設置

昭和24年 6月 建設省 近畿地方建設局に営繕部 設置

昭和24年 8月 建設省 近畿地方建設局 京都営繕出張所 設置(京都市中京区)

昭和27年 8月 建設省 近畿地方建設局 京都営繕工事事務所に改称

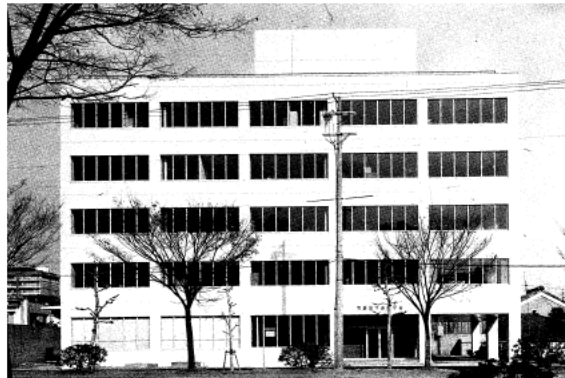
庶務課、営繕監督官室 設置

昭和31年 3月 京都市東山区茶屋町に移転

昭和33年 6月 工務課設置、営繕監督官室 廃止

昭和38年 5月 営繕監督官室 設置

昭和48年12月 京都地方合同庁舎に移転(京都市中京区御池通西洞院)



昭和60年 4月 庶務課 総務課に改称

平成 7年 3月 京都第2地方合同庁舎に移転

(京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町、現在地)



平成13年 1月 国土交通省 近畿地方整備局 京都営繕工事事務所に改称

平成15年 4月 国土交通省 近畿地方整備局 京都営繕事務所に改称

平成16年 4月 工務課を技術課に改称

営繕監督官室を保全指導・監督官室に改称

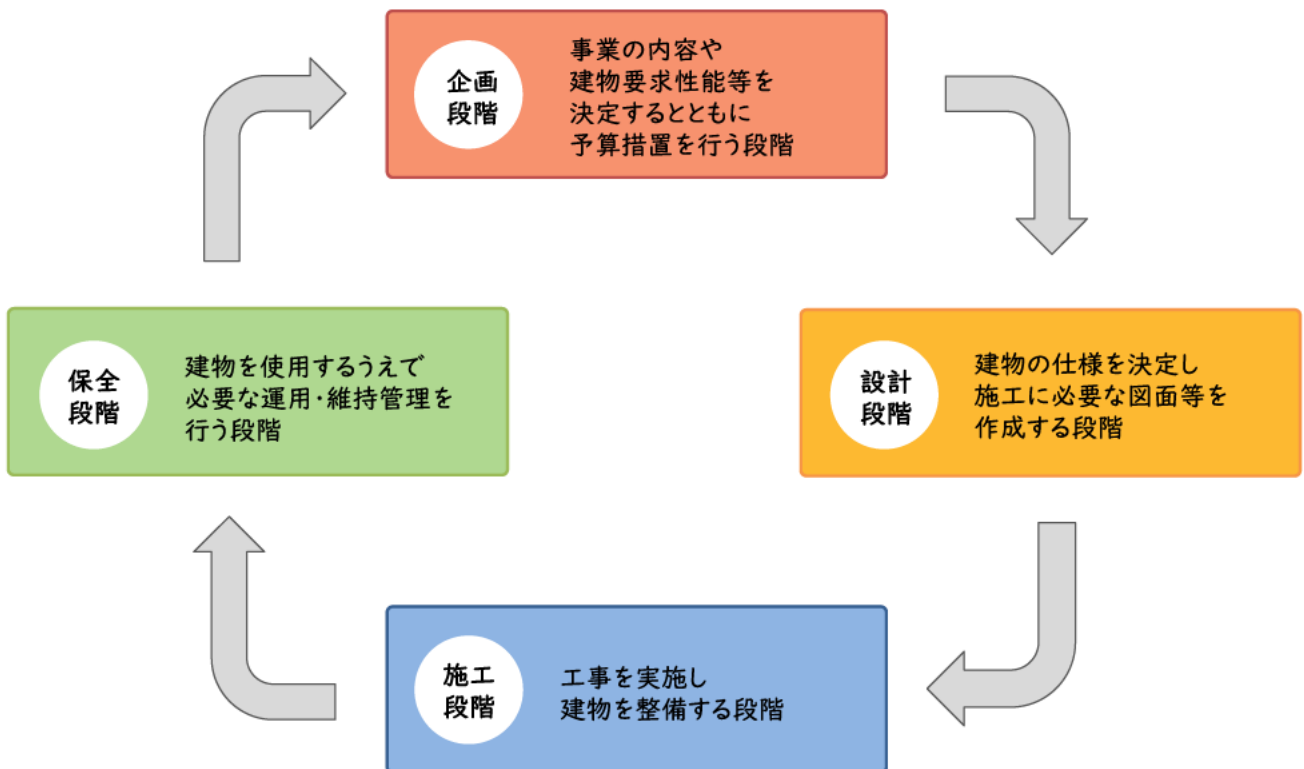
平成21年 4月 保全指導・品質確保課 設置

(現在に至る)

Ⅲ 京都営繕事務所の業務概要

1. 国の「営繕事業」における国土交通省の主な役割

国土交通省では、『官公庁施設の建設等に関する法律』(昭和26年法律第181号)に基づき、官庁施設(国家機関の建築物)の営繕に関する業務を行っています。また、国民の共有財産である官庁施設について、行政サービスを提供する場として、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、必要な機能や性能を確保できるよう、基準を設定するとともに、官庁施設の保全を行う各省各庁に対し技術的な助言や指導を行っています。



営繕とは

「建築物の営造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替等の工事を指します。

保全とは

建築物等を使用するうえで、必要な維持管理のことを指します。

2. 近畿地方整備局における京都営繕事務所の主な役割

近畿地方整備局では、管轄地域である2府5県にある官庁施設の営繕や維持管理のための保全指導の業務を行っており、それらの業務を営繕部と京都営繕事務所で分担しています。

京都営繕事務所は、主に施工段階における工事の監督や保全段階における各省各庁に対する技術的な助言や指導を行っており、近畿地方整備局の管轄地域のうち、福井県、滋賀県、京都府、奈良県および大阪府の一部(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、島本町)を管轄しています。

3. 京都営繕事務所の主な業務

- ① 官庁施設の営繕工事における**監督業務**の実施
- ② 各省各庁の施設管理者等に対する**保全指導**の実施
- ③ 官庁施設の**調査**及び営繕事業の**企画立案**の実施

管轄地域と所掌施設の例

【管轄地域】福井県、滋賀県、京都府、奈良県及び大阪府の一部※

※高槻市、枚方市、茨木市、交野市及び島本町



所掌施設の概要

主に営繕工事の実施対象

- ① 合同庁舎
- ② 各省各庁庁舎
例：総合庁舎、税務署、法務局、検察、
職安、労基、運輸局、気象台、海保等

主に保全指導の実施対象

- ① 合同庁舎
- ② 各省各庁庁舎
- ③ 宿舎
- ④ 地方整備局各事務所、裁判所、自衛隊、
収容施設、皇室用財産の管理施設

403 施設
約117万㎡

176 施設
約42万㎡

※数値は令和7年度調査より(小規模施設、無人施設等を除く。面積は、延べ面積の総和を示す。)

① 官庁施設の営繕工事における監督業務の実施

京都営繕事務所では、令和8年度の監督業務において、以下①～⑥のすべてについて取り組む予定です。

国土交通省における『官庁営繕事業における生産性向上技術の主な活用方針』

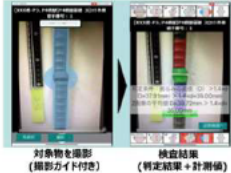
- ① 設計、施工段階におけるBIM (Building Information Modeling) の活用
- ② デジタル技術を活用した監督業務の試行
- ③ 建設現場の遠隔臨場の本格活用
- ④ 設計、施工段階における情報共有システムの活用
- ⑤ ICT建築土工の試行
- ⑥ 電子小黒板の本格活用

デジタル技術の活用例(②)

●デジタル配筋検査(試行)



●デジタル圧接継手外観検査(試行)



ICT建築土工の施工例(⑤)



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ掘 床付け(3D: 2D+深さ)

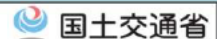
『営繕事業における働き方改革の取組について』

官庁営繕部では、かねてより、業界団体の意見を踏まえつつ、発注者の立場から建設現場の働き方改革を後押しする取組をパッケージ化して推進しています。

令和8年度からは、第三次・担い手3法(令和6年度改正)等を踏まえ、更に「多様な働き方の支援」「工事における猛暑対策の拡充」「労務費等へのしわ寄せ防止の徹底」「業務における余裕期間制度・スライド制度の施行」を実施し、営繕事業における働き方改革をより一層推進していきます。

詳しくは https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html にアクセスしてください。

営繕事業における働き方改革の主な取組(令和8年度)



官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化	
適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保(必要な工期・履行期間の延期を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保(概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者(監督職員)の確認) ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用(工事)、余裕期間制度の試行(設計業務)
労務費等へのしわ寄せ防止の徹底	
予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増(試行) ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用(工事)、業務スライドの試行
生産性向上	
ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用 (EIR(発注者情報要件)の適用(新営設計・工事)、BIMデータを活用した積算業務の試行) ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の小黒板情報電子化、ICT建築土工等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、施工条件の確認等) ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(期限遵守を契約図書に明記) ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化(「総合図作成ガイドライン(土会連合会)」、BIMの活用) ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

② 各省各庁の施設管理者等に対する**保全指導**の実施

所掌施設の性能や機能を良好な状態に保ち続けるための適切な保全が実施されるように、京都営繕事務所の職員が、施設管理者等に対して保全指導を実施しています。

■ 具体的な実施内容

- ① 施設管理者等が実施している保全の状況を毎年度確認する「**保全実態調査**」の実施
- ② 必要に応じて現地へ伺い、保全に関する技術的助言や指導を行う「**保全実地指導**」の実施
- ③ 施設保全に関する情報提供や意見交換を行う「**官庁施設保全連絡会議**」の実施
- ④ 「**BIMMS-N**」説明会の実施
- ⑤ 保全に関する最新情報等を周知するメールマガジン「**保全インフォメーションきんき**」の配信

■ BIMMS-Nとは

「BIMMS-N」とは「官庁施設情報管理システム」を指します。
施設保全責任者等が、インターネットを通して施設の保全等に関する情報を入力します。
京都営繕事務所の職員は、「BIMMS-N」に入力された各施設の保全等に関する情報を基に施設の現況等の分析や保全計画の作成、保全の記録の蓄積等、施設管理者の各種保全業務を支援します。



メールマガジン



官庁施設保全連絡会議

③ 官庁施設の**調査** 及び 営繕事業の**企画立案**の実施

京都営繕事務所の職員が、所掌施設の建築物等の経年劣化や利用状況の変化等に関する調査を実施しています。



調査の結果を基に、大規模修繕や更新等の営繕事業の**企画立案**を実施

4. これまでに整備した管内の主な施設

京都府

国立京都国際会館



展示施設（平成30年完成）



会議場ほか（昭和41年完成ほか）



京都国立博物館平成知新館（平成25年完成）

京都御苑内



京都迎賓館（平成17年完成）*



中立売休憩所（平成31年完成）



閑院宮邸跡復原・保存（平成18年完成）

（*）出典：京都迎賓館ホームページ

奈良県

平城宮跡歴史公園内



いぎない館（平成30年完成）



大極門（令和4年完成）



奈良地方気象台（平成29年完成）

福井県



福井春山合同庁舎
（平成8年完成）



福井地方検察庁武生支部・
武生区検察庁（平成28年完成）

滋賀県



彦根地方気象台 保存・増築
（平成24年度完成）



大津びわ湖合同庁舎
（平成24年完成・PFI事業）

過去には、委託に基づき、地方公共団体の庁舎も整備



奈良県庁（昭和40年完成）



天理市役所（昭和59年完成）



亀岡市役所（平成2年完成）

